

『解釈』 投稿規程

1. 投稿の種類

投稿原稿の種類は以下の通りとする。

【論文】

国語・国文学、国語教育等の分野の研究成果を示す未発表（口頭発表は可。Web等で公開しているものは「既発表」として扱う）の論文。研究上意義のある資料の紹介等を中心とするものも可。国語教育・日本語教育分野においては授業実践に関わるものを含む。組み上がり（一頁二段組み、一段二十三行、一行二十九字。タイトル・著者名等は上下ぬきで八行分）で、原則として十頁（四百字詰原稿用紙で三十三枚程度）以内。

【研究ノート】

最終的な結論、決定的な論拠を示すにいたっていない研究中の問題についての中間報告等。組み上がり（一頁二段組み、一段二十三行、一行二十九字。タイトル・著者名等は上下ぬきで八行分）で数頁から十頁以内。

【資料紹介】

新資料を紹介し、情報公開の場を共有する。原則として組み上

がり（一頁二段組み、一段二十三行、一行二十九字。タイトル・著者名等は上下ぬきで八行分。写真も可）で写真も含めて十頁以内。

【研究余滴】

研究や教育活動に関する短文、エッセイ。組み上がり（一頁三段組み、一段二十五行、一行十九字。タイトルは一段七行分）一頁ないし二頁。

【書評・新刊紹介】

「書評・新刊紹介」でとり上げるものは、会員の著書で、原則として、研究書・注解書・索引等学術的な意義を有するものとし、小説・随筆集・歌集・句集等は除く。なお、「書評」は、客観性を保つために自著以外のものとし、投稿によるもののほか、編集委員会で推薦し、執筆を依頼されたものを掲載する。「新刊紹介」は、自著も可。組み上がり（一頁二段組み、一段二十三行、一行二十九字。タイトル・著者名等は上下ぬきで八行分）一頁から四頁程度。

【文学碑めぐり】

文学碑（歌碑・句碑・詩碑・小説等の作品の一部を記したもの等）、または文学者（作家、歌人、俳人。国学者・随筆家・語学研究者等も含む）の顕彰碑等の紹介文と写真。文章の内容は、「所在地」「交通」「建てられた時期」「碑文」等。また碑の内容や文学者にまつわる話等。写真は、背景となる風景と碑、碑面（側面もしくは背面等も）。なお、写真撮影者は文章と別でもよい。組み

上がり（一頁三段組み、一段二十五行、一行十九字。タイトル等は一段七行分）で写真も含めて原則として三頁以内。

2. 論文の分類

論文は、「古典文学」「近・現代文学」「国語学」「国語教育」「その他」に分けて審査する。投稿者は原稿冒頭にその分野名を記入すること。研究方法論、文学史論などは「その他」に含まれる。

3. 投稿資格・掲載

投稿は個人会員に限る。なお、大会における講演等の依頼原稿は会員外のものも掲載する。

「論文」「研究ノート」「資料紹介」の掲載は、原則として各年度一回までとする。ただし「書評」「新刊紹介」「研究余滴」「文学碑めぐり」等は「論文」「研究ノート」「資料紹介」を掲載した年度に重複して二回まで掲載可（同一号は掲載不可）とする。

4. 原稿の形式、タイトルの英訳等

原則としてパソコン等で組み上がりの形で作成し、プリントアウトした原稿四部、電子データを郵送する（電子データはメール添付での提出も可）。原稿には氏名、勤務先、メールアドレス、電話番号等を明記。論文・研究ノートのみ八〇〇字以内の要旨、タイトルの英訳および氏名のローマ字表記を添える（「執筆要項」8、英文タイトル参照）。

5. 投稿締切

投稿は随時受けつける。特定の小特集号に掲載を希望する場合は、各小特集号の投稿締切月末とする（紙媒体の送付は消印有効）。

6. 投稿原稿について

投稿原稿、電子媒体は返却しない。

7. 審査

投稿原稿は編集委員会で審査し、採否を決定する。

8. 校正

著者校正は初校の一回のみとする。

9. 著作権

本誌『解釈』に掲載された著作物の著作権は、著作者に帰属する。ただし、著作物の複製・公衆送信・二次的著作物利用等にあたり、本学会は独占的利用許諾を受ける。掲載誌が刊行されてから一年経過後、著作者は著作物等を自ら利用することができる。一年以内に刊行する自身の著作物に利用する場合は、本学会の許諾を得るものとし、著作者の単著に限定する。いずれも事前に本学会宛てに連絡し、出典および初出が本学会の著作物であることを記載する。詳細は別に定める。

10. 著作権・掲載許可等の権利処理

著作物に関わる著作権、掲載許可等の権利処理（ウェブ上での公開・学習者の作文等を含む）は、著作者が行うものとする。なお、著作物が第三者の著作権、およびその他の権利を侵害した場合等、著作物掲載によって生じさせた問題に関しては、著作者が一切の責任を負う。

11. その他

掲載された場合、掲載誌を三部送呈する。抜き刷りはなし。掲載誌は二割引きで追加購入できる。

12. 投稿先

248-0017 神奈川県鎌倉市佐助一―一八―二一
株式会社 銀の鈴社内 解釈学会事務局
メールアドレス info@kaishaku.jp
電話 0467-61-1930

〈付則〉

本規程は、平成二十六年八月二十四日より施行する。
平成二十九年八月二十五日一部改定。
令和七年八月二十三日一部改定。
令和七年十一月七日一部改定。
令和八年八月二十二日一部改定。